

質 疑 応 答 集

令和4年度

Q 4号地について

現状北側と東側に植物の越境がありますが、剪定や越境の解消に関して隣地所有者との取り決め等はありませんでしょうか。

A 取り決めはありません。

Q 4号地について

月極と時間貸を併用しての運営は可能でしょうか。

A 可能です。駐車場の運営形態についてはおまかせいたします。

Q 6号地について

前面道路にクリーンステーションがありますが車両侵入口確保のため撤去してよろしいでしょうか。なお、撤去後の移設先場所、移設に関し生じることについて借主の対応が必要でしょうか。

A クリーンステーションの設置は、神戸市が決定するものではなく、地域の利用者で決めていただくことになっています。このため、位置を変更する場合には、まず、地域の利用者にご確認いただき、近隣の方の同意が得られる適当な候補地が決まりましたら、神戸市環境局事業所（TEL:078-595-6143）にご相談ください。

Q 6号地について

弊社にてアスファルト舗装工事を実施した場合、契約終了時に撤去する必要がありますでしょうか。また、舗装について敷地一部のみでもよいでしょうか。

A 契約終了時に現状復旧していただきますので、撤去が必要となります。ただし神戸市が認めた場合はこの限りではありません。
舗装については敷地一部のみでも構いません。

Q 6号地について

敷地東側にフェンス等を設置しなくてもよいでしょうか。

A 現状、設置はしなくても構いません。